

5 武 防 安 第 78 号

令 和 5 年 8 月 25 日

武蔵野市環境浄化審議会  
会長 室井 敬司 殿

武蔵野市長 松下 玲子

勧誘行為等適正化特定地区の指定につき意見を求めることについて  
(諮問)

このことについて、下記の理由により、武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例（平成14年7月2日条例第27号）第6条第2項の規定に基づき、環境浄化審議会の意見を求めます。

#### 記

#### 諮問理由

令和4年4月1日に武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例の一部改正が施行され、従来につきまとい勧誘行為に加えて、飲食店等による客引き行為、スカウト行為及び客待ち行為が禁止行為となった。このことにより、禁止行為の実態を踏まえて、勧誘行為等適正化特定地区の区域を見直す必要が生じたため

#### 【担当部署】

武蔵野市 防災安全部 安全対策課